示談書

　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙が甲所有の備品を破損した件にいて、次の通り示談（以下「本示談」という。）した。

（本示談の対象）

第１条　本示談は、乙が、〇〇年〇月〇日〇時〇分ころ、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号において甲が経営するホテル「〇〇」において、乙の故意又は過失により甲所有の備品である〇〇が破損し甲に被害を与えた件（以下「本件」という。）を対象として甲乙間で締結するものである。

（宥恕）

第２条　乙は、本件を起こしたことを反省し、甲に対し謝罪する。

２　甲は、本件の乙の行為につき、刑事処罰を求めず、今後被害届を出さないものとする。

（示談金）

第３条　乙は、甲に対し、本件の示談金として金〇〇円の損害賠償金支払義務（慰謝料、休業損害その他全ての損害を含む。）があることを認める。

（示談金の支払方法）

第４条　乙は、甲に対し、第２条の示談金を、本示談締結の日から〇営業日以内に、甲が指定する以下の金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

　　銀行名　：〇〇銀行　〇〇支店（店番号〇〇〇）

　　口座番号：普通　〇〇〇〇〇〇〇

　　口座名義：〇〇　〇〇

２　乙が第２条の示談金を前項に定める期日までに支払わなかった場合、当該期日の翌日から支払完了に至るまで年〇％による遅延損害金を支払う。

（乙の義務）

第５条　乙は、今後甲が経営するホテルに出入りしないこと及び二度と本件と同様の行為に及ばないことを誓約する。

（口外禁止）

第６条　甲及び乙は、本件及び本示談の内容について、正当な理由なく第三者に口外しないものとする。

（清算条項）

第７条　甲及び乙は、本示談書に定めるもののほか、本件に関し、甲と乙との間に何らの債権債務関係が存在しないことを相互に確認する。

本示談の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

年　　月　　日

（甲）住　所

　　　氏　名

（乙）住　所

　　　氏　名